



伊環環第228号
令和3年3月22日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 宗一



(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社青山高原ウインドファームの(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書 1部

事務担当
伊賀市人権生活環境部環境センター

TEL: 0595-20-9105
FAX: 0595-20-9107



株式会社青山高原ウインドファームの（仮称）青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・既存の風力発電設備の設置工事や施設の稼働によって、これまでに生じた環境への影響の再点検を行い、既設施設の環境影響評価や事後評価の結果と併せて検討し、環境への影響を最小にすること。
2	・事業実施区域周辺には稼働中の風力発電設備が存在し、また他の風力発電事業が計画されている。風力発電設備が多数周囲に存在することによる累積的・複合的な影響についても考慮して環境影響評価を行うこと。
3	・既存の風車より大型のものに建替えとなるため、騒音及び低周波音や風車の影等、周辺に与える影響が現在より大きくなる可能性がある。この点を考慮して環境影響評価を行うこと。
4	・排水施設の設置及び運用について十分検討し、工事や設備設置による地形の改変に伴う土砂・濁水の流出を防止すること。また、下流に上水道の取水施設があることに注意し、浄水処理に支障が無いようにすること。
5	・事業地内に市管理法定外公共物が存在し、加工や占用行為が発生する場合は、市と協議のうえ、必要な手続きを行うこと。
6	・伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき手続き及び景観への配慮を行うこと。
7	・事業内容が河川の工事に及ぶ場合は、オオサンショウウオの保護について、教育委員会文化財課へ事前協議願いたい。
8	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。
9	・撤去後の土地部分についても、土砂流出等の不具合が起きないよう、継続的かつ十分な維持管理をされたい。
10	・植生の回復にあたって、獣害対策を含め検討いただきたい。